

平成30年第3回美幌町議会定例会会議録

平成30年3月 6日 開会

平成30年3月22日 閉会

平成30年 3月22日 第10号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 25号～第 57号
- 日程第 3 報告第 6号 定期監査報告について
- 日程第 4 報告第 7号 例月出納検査報告について(11月～1月分)
- 日程第 5 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | | | |
|-----|--------|-----|-----------|
| 1番 | 高橋秀明君 | 2番 | 大江道男君 |
| 3番 | 新鞍峯雄君 | 4番 | 上杉晃央君 |
| 5番 | 稲垣淳一君 | 6番 | 戸澤義典君 |
| 7番 | 早瀬仁志君 | 8番 | 岡本美代子君 |
| 9番 | 坂田美栄子君 | 副議長 | 10番 吉住博幸君 |
| 11番 | 橋本博之君 | 12番 | 中嶋すみ江君 |
| 13番 | 古舘繁夫君 | 議長 | 14番 大原昇君 |

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 土谷耕治君
教育委員会会長 平野浩司君
監査委員 高木清君

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	石澤憲君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	橋本美典君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	小室保男君	庁舎建設主幹	遠國求君
電算主幹	河端勲君	まちづくり主幹	田中三智雄君
政策主幹	小室秀隆君	財務主幹	中尾亘君
契約財産主幹	大場正規君	税務主幹	関弘法君
環境生活主幹	佐々木斉君	児童支援主幹	多田敏明君
福祉主幹	遠藤明君	健康推進主幹	武田孝司君
農政主幹	渡辺靖行君	みらい農業センター主幹	午来博君
耕地林務主幹	伊成博次君	商工主幹	後藤秀人君
観光主幹	那須清二君	建設主幹	川原武志君
施設管理主幹	中沢浩喜君	建築主幹	西俊男君
水道主幹	御田順司君	地域医療連携主幹	高山吉春君
事務連絡室次長	志賀寿君	事務連絡室庶務主幹	岩田憲次君

教 育 部 長	田 村 圭 一 君	学 校 教 育 主 幹	以 頭 隆 志 君
学 校 給 食 主 幹	石 田 勇 一 君	社 会 教 育 主 幹	露 口 哲 也 君
町 民 会 館 建 設 主 幹	斉 藤 浩 司 君	ス ポ ー ツ 振 興 主 幹	浅 野 謙 司 君
博 物 館 主 幹	鬼 丸 和 幸 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 祐 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	谷 川 明 弘 君		
監 査 委 員 室 長			

○議会議務局出席者

事 務 局 長	藤 原 豪 二 君	次	長 佐 藤 和 恵 君
議 事 係 長	橋 本 勝 君	議 事 係	寺 田 好 君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成30年第3回美幌町議会定例会第17日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番稲垣淳一さん、6番戸澤義典さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第25号から

議案第57号まで

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてから議案第57号平成30年度美幌町病院事業会計予算についてまでの33件を議題といたします。

議案第54号平成30年度美幌町公共下水道特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 議案書の457ページの修繕料3,713万8,000円の明細内訳について教えていただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） 御質問の修繕につきましては、処理場設備の修繕計画に基づき、機械設備及び電気設備等の定期的なオーバーホールと部品の交換など計画的な修繕23件、また、突発的な不具合に遅滞なく対応するためのその他修繕費用、車両点検整備に係る修繕料を計上しております。

なお、機器・設備名、設置年、経過年数、整備費用は表のとおりであり、別紙には修繕機器・設備の設置箇所を示しております。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） わかりました。

続いて、457ページの産業廃棄物処理委託料1,333万8,000円の内訳についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） 御質問の産業廃棄物処理委託料につきましては、下水道終末処理場から発生する汚泥を堆肥化など有効利用可能な業者への処理委託料でありま

す。

処理委託業者につきましては、佐呂間町に施設を有する共和化工株式会社と湧別町に施設を有する湧別小型運送株式会社の2社への処理委託を予定しております。

2社としている理由につきましては、何らかの理由により下水道汚泥受け入れが困難になった場合に対応可能となるよう2社としております。

なお、運搬につきましては、下水道終末処理場の維持管理業務を委託しております株式会社道央環境センターにより両施設に運搬しております。

下水道汚泥処理委託料予定額の内訳といたしましては、共和化工株式会社が570トン掛ける1万6,200円で923万4,000円、湧別小型運送株式会社が190トン掛ける2万1,600円で410万4,000円となっております。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 最終の汚泥廃棄処分だと思うのですが、このほかに途中で出る残渣等の処分もこの中に入っているという理解でいいのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） そのほかの残渣につきましては、入っておりません。残渣については、町の一般廃棄物のほうに搬送して処理しております。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） その処理費は、別途、計上ということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） その処理につきましては、別途、計上しております。

○議長（大原 昇君） 1番高橋秀明さん。

○1番（高橋秀明君） 459ページの下水道長寿命化計画管渠更新工事7,200万円の工法、工事内容についてお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） 1点目の管渠更新の工法につきましては、既設管にたるみの発生している一部の管渠については、開削工法による布設がえ、その他については事業費などの比較検討を行い、事業費の安価な非開削工法である管渠更生工法を選定しております。

非開削工法である管渠更生につきましては、劣化した既設ヒューム管の管渠内面に被覆をして管を構築する工法であります。また、構築された管渠は、耐荷性及び耐久性を有するものであります。

次に、工事内容についてですが、施工箇所は新町地区、管渠更新延長375.13メートル、口径は250ミリメートルから300ミリメートルです。詳細につきましては、更生工法として管渠323.28メートル、口径250ミリメートルから300ミリメートル、開削工法として延長51.85メートル、口径250ミリメートル、マンホールぶた交換9カ所であります。

工事費の内容についてであります。管渠更新に4,500万円、マンホールぶたの更新に2,700万円、合わせて7,200万円を計上しております。

補助につきましては、社会資本整備総合交付金事業による整備を予定しており、補助率は10分の5となっております。

なお、工事箇所につきましては、別紙に示しております。

よろしくお願ひいたします。

○議長(大原 昇君) 1番高橋秀明さん。

○1番(高橋秀明君) この中の非開削工法についてですけれども、在来工法である開削して地面を掘って管を入れかえる工事と工費を比較して、どの程度の違いがあるのか、教えていただきたいと思ひます。

○議長(大原 昇君) 建設主幹。

○建設主幹(川原武志君) 非開削工事の更生工法と開削工法の比較であります、更生工法を1とした場合、約2.3倍かかるのが開削工法になります。

よろしくお願ひします。

○議長(大原 昇君) 公共下水道特別会計予算について、ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番(吉住博幸君) 457ページの公共下水道費の維持管理費のことについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

先ほど高橋議員が残渣のことをお聞きしましたが、認識を確認するためにお聞かせ願ひたいと思ひます。

私の認識は、汚泥のほかの残渣は産業廃棄物だと思ひています。たまたま登栄にあるごみ処理場は、産業廃棄物処理の許可をもらっていて、一般廃棄物を受け入れています。許可を得ているから、残渣という産業廃棄物があっても処理できるという認識です。私の聞き方が悪かったのかどうかわかりませんが、残渣は一般廃棄物という位置づけだったように聞こえたものですから、そこら辺をもう一度お教え願ひないでしょうか。

○議長(大原 昇君) 建設主幹。

○建設主幹(川原武志君) 議員のおっしゃるとおりでございます。

先ほど私が言ひました一般廃棄物という部分については訂正させていただきます。

○議長(大原 昇君) ほかに質疑はありますか。

8番岡本美代子さん。

○8番(岡本美代子君) 459ページの下水道長寿命化計画管渠更新工事についてです。

先ほどの説明で、マンホールふたを取りかえるところが90カ所とありましたが、今、冬になるとマンホールのところがくぼんで交通の障害になっていますが、そういうことも考慮したふたを使うのかどうかです。深く掘れないような工夫されたふたもあるということですが、そういうものにするのか、今までと同じようなふたなのか、そこをお聞かせください。

○議長(大原 昇君) 建設主幹。

○建設主幹(川原武志君) ふたの交換につきましては、ふたの劣化に伴って行うもので、まずはふたの交換を行います。それに伴って、浮上の防止につきましては、道路に合わせた浮上ではなくて、ふたがあかないようにするという事です。増水時などにふたがあかないように固定させるために鍵などをかけるのですが、現在、美幌町にも、上がって、どこかに流れて、落ちてしまうというものがあひます。それを、固定されるものにかえていきたいということで、道路との段差に合わせてふたが上下するという構造のものではないです。

よろしくお願ひします。

○議長(大原 昇君) 8番岡本美代子さん。

○8番(岡本美代子君) 冬場に段差ができて、道路を走っていて、がたんとならないよ

うな対策はしていないけれども、雨などで浮き上がったりする心配はないということでしょうか。

○議長（大原 昇君） 建設主幹。

○建設主幹（川原武志君） そのような状況にならないような形にしております。

また、冬場の対策につきましては、マンホールの裏に断熱材をかけまして、その部分が解けないような工夫は随時しております、なるべく穴にならないような方策をとっております。また、どうしても穴になってしまうところにつきましては、一時的に土のうその他で日夜管理して、段差にならないようにしているところでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第54号の質疑を終わります。

議案第55号平成30年度美幌町個別排水処理特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第55号の質疑を終わります。

議案第56号平成30年度美幌町水道事業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第56号の質疑を終わります。

議案第57号平成30年度美幌町病院事

業会計予算について、歳入歳出一括して質疑を許します。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 542ページの給与費の関係でございますが、給料が4億5,527万1,000円ということで、職員数6人増の職種別の内訳について御説明いただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問の職員数6人増の職種別内訳についてお答えいたします。

前年度当初予算との比較で増加している6人分の職種別の内訳は、医師2名、看護師3名、プロパー職員として事務職1名となっております。

なお、予算計上の99名分の職種別内訳につきましては、回答書に記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 内訳はわかりました。

事務職員の中にプロパー職員ということで計上されておりますが、プロパー職員の経歴について、どのような経験をなされた方を今回採用されるのか、その辺がわかりましたらお知らせいただきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） プロパー職員として採用を予定しております事務職員の経歴でございますけれども、医療機関の勤務が通算14年7カ月の経験者でございます、あわせて社会福祉士の資格も所有している方でございます。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 547ページの医療費用、経費の委託料で、医療事務等委託料3,132万4,000円の内容と役割について、御説明願います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問の医療事務等委託料の積算内容についてお答えいたします。

積算内容につきましては、医事業務の従事者9.5人分の人件費及び管理費となっております。

委託にかかわっての業務内容と役割についてですが、主には、回答書記載のとおり、9項目についての医事業務を担当いただいておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 内容と役割について御説明していただきかけたのですが、その説明がありませんでした。説明をお願いします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 業務の内容と役割でございますけれども、主に医事業務ということで、病院の受付業務、会計業務もしくは病棟に行つての入院の処理ということになっております。

具体的には、記載のと通りの9項目で、新患・再来患者の受付業務、入院・外来患者の一部負担金の計算、収納業務、入退院の業務、カルテ・患者ファイルの作成、入出庫、受診票等の各種伝票の作成業務、各種文書等の受付、交付、請求、収納業務、レセプト

の発行・点検・発送、査定業務（返戻処理も含む）ということです。あとは、健診の受付や職員の研修という業務となっております。

職員の配置につきましては、3月1日現在になりますけれども、総括の担当者が1名、健診の担当者が1名、病棟に上がつて入院の処理を担当している者が2名、外来を担当している者が5名、カルテ庫に2名となっております。

○議長（大原 昇君） 9番坂田美栄子さん。

○9番（坂田美栄子君） 役割の内容についてはわかりました。ただ、会計処理の迅速化というところをお聞きしたかったのですが、町民から、最近、病院を利用される方が非常に多くなってきているので、事務処理も大変なのかなという思いは持っているようですけれども、最後の会計処理に当たっては非常に時間がかかり過ぎるのではないかという御指摘が相当数あるのは事務長も十分理解していると思います。

私が求めたかったのは、委託をすることによって、会計処理、電算処理などがスムーズに行くという説明を受けていたと私たちは理解しているのですが、現実にはスムーズに行っていない状況があるのではないかとずっと思っています。

それで、最近、患者さんたちも相当興奮されて苦情を言ってきておりますので、もう少し早く処理できるように取り組めないのか、そこら辺のことについて説明願います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御指摘の会計処理の迅速化についてでございますけれども、平成28年3月に電子カルテを導入し

ておりまして、医事会計システムとの連携処理を行っているところでございます。

会計処理にあつては、御指摘のとおり、現在、患者様をお待たせしている状況でございます。原因といたしましては、電子カルテに記載された医師の診療行為が適切に請求に反映されているか、指導料、管理料などが漏れていないかなど、業務従事者が確認し、補正入力を行いながら会計処理をしているところでございまして、診療内容等について医師等への疑義照会、会計の基礎となる診療行為、診療報酬のチェック機能も同時に担っており、さらに、会計処理を行いながら診療科の受け付けの変更や、複数科受診患者の受診の確認、調剤薬局や生命保険会社など外部からのお問い合わせについても、その都度、対応しているということが原因として挙げられているところでございます。

特に、患者様が集中する曜日には長時間にわたってお待たせしているということで、現在、業務従事者を1名増員しながら対応しているところでございますけれども、熟練した業務従事者の退職も重なってしまっており、習熟度が浅い人材での業務遂行となっていることも一つの原因になってございます。

平成30年度の委託料につきましては、従来どおりの積算内容として計上しているところでございますけれども、今回、会計処理が遅滞になっている原因の一つの業務のふくそう状態については、それを解消するため、できるだけ病院全体で疑義照会が生じないように、診療部門と事務部門の連携を密にしまして、診療報酬請求の精度を向上させる対策を進めるとともに、外部から

の問い合わせには事務部門の医事職員が支援するという業務内容の見直しを図りながら、会計処理の迅速化に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(大原 昇君) 2番大江道男さん。

○2番(大江道男君) 事前に通告しております中身は坂田議員とほぼ同一なので、それを受けて質問したいと思います。

私も、3,132万4,000円の事務等委託料が町民的には納得がいかないのではないかと思います。

私自身の体験も踏まえてですが、支払いを待っている患者さんの声は、自分は1時間から2時間待たされたことがあると。私の場合は40分でしたけれども、そういう声があります。それから、日赤病院のように自動支払い機を入れてほしいという声もあります。今、せっかく町立病院の評判が高くなっているのに、アキレス腱になっていると思います。

あえて言えば、そんなにお客さんがいない場合もスピーディーではないという印象を患者側としては受けているので、熟練した人が退職してふなれな人がやっているということも含めてなのだろうと思いますが、今回の坂田議員に対する御説明だけでは、そんなに迅速化が図られない可能性があるのではないかと思います。

また、電子カルテ導入のときは、相当早くなるという期待を皆さん持ったのですが、カルテに記載された中身を再度チェックしなければならなくなってくると、期待とは違うのではないかと思います。平成30年度には、それを含めて大幅に改善される

余地があるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 大幅に改善が図れるのかについてでございますけれども、電子カルテのシステムにつきましては、従来の紙カルテを電子化するというところで、医師の診療行為を記録するもの自体を電子化するというシステムと、検査のオーダーや薬剤のオーダーを電子化するというところで、電子的な記録については、会計システムになかなか反映しづらい部分と、検査オーダーなどは請求にきちんと反映されるというシステム構成になっております。

1 回目の答弁で御説明しましたけれども、そういう連携ができない部分については、やはり人の管理が必要でして、実際に診療行為が請求に適切に反映されているかどうかについては人の確認が必要になっているところでございます。

今回、見直しをかけたいということで、要するに連携の部分ですが、医師による診療行為記録の精度向上や請求行為を処理する業務担当者の能力向上もあわせて行うとともに、体制として処理に当たる人数をふやすということも必要になってくると思っておりますので、現段階で大幅な改善が図られるかどうかについては、最大限の努力をしながら、患者様をお待たせしないような体制になるように鋭意努力をしていきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 大江道男さん。

○2 番（大江道男君） 率直に言って、町立国保病院の評価について、支払いの遅延が最大のアキレス腱だと思います。私も、何人かのお客さんから直接要求されているという問題です。その他の点では町立病院の評

価が非常に高まっているのだけれども、最後の段階で印象を落としているということ言えば、これは委託料なので、もしかしたら積算が甘いかもしれません。

9.5 人がどうなのかについては、決して少ないとは思えないです。しかし、一定の能力を持った人を配置することがなかなかできないのであれば、委託料の積算そのものも見直しが求められている可能性もあるということです。

認識としては共通しているのですが、なお、推移を見守るかという思いもありますが、患者さんが町立病院から逃げ出さないようにという点で大変大事な問題だということも再度認識して、迅速化を図っていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御指摘のとおり、患者様は、ぐあいが悪くて病院にお越しいただいているということでございますので、長時間お待たせすることは本当にあってはならないことだと考えておりますし、少しでも時間を短縮できるようなシステムを現在も考えておりますけれども、さらに見直しを図るよう検討を進めていきたいと思っております。そのことについては、早急に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 11 番橋本博之さん。

○11 番（橋本博之君） 同じく 547 ページの中段になりますが、医業費用、経費、手数料の医師・看護師等医療従事者紹介手数料 1,230 万 8,000 円の内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問の医

師・看護師等医療従事者紹介手数料の内容についてお答えいたします。

人材紹介手数料の計上につきましては、良質な医療の提供や診療収入の確保など、病院運営にとって必要不可欠な医療従事者を確保するため、人材確保が難しい職種として、医師、看護師、薬剤師、作業療法士について、紹介会社を活用して人材の確保を図ろうとするものでございます。

手数料の内訳につきましては、回答書に記載のとおりですが、いずれも想定年収にパーセンテージを乗じた金額となっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） 今、内訳について見せていただきましたが、いつの間にか、医師だけではなく、看護師や薬剤師や作業療法士まで紹介会社を通して募集していたということで、今は切実なのだなと改めて思っております。

そうした中で、紹介会社というのは何社ぐらい利用しているのか、また、紹介会社に対して医師や看護師がどのぐらいの応募をしているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 紹介会社につきましては、全国、道内を含めて相当数存在しておりまして、国保病院として契約しております紹介会社は、現在、5社程度ということで、最初は医師の紹介から始まりまして、看護師の紹介ということで現在は活用させていただいているところでございます。

それぞれ紹介会社に登録されている医

師、看護師、その他、薬剤師等の方々は相当数いらっしゃるということです。その数についてはわかりませんが、時代としては、そういう紹介会社を活用する方がどんどん増加しておりまして、転職の際にはそういった会社を通じて転職していくのが主流になりつつあると聞いております。

○議長（大原 昇君） 11番橋本博之さん。

○11番（橋本博之君） わかりました。

大変厳しい状況になってきて、就職もそういう形になってきていることは了解しましたが、数多い紹介会社の中で手数料のパーセンテージは各社同じようになっているのかどうか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 手数料のパーセンテージにつきましては、それぞれ職種ごとに定まっているわけではございませんので、それぞれの紹介会社が設定している手数料になると思っております。

それぞれ紹介される人材の質などによって差をつけている会社もございまして、人材を紹介していただくに当たっては、そういったパーセンテージもしっかり確認しながら対応している状況でございます。

○議長（大原 昇君） 11番高橋秀明さん。

○11番（高橋秀明君） 547ページの委託料、医療器械等保守管理委託料4,943万7,000円の内訳明細についてお聞かせ願います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問の医療器械等保守管理委託料の内容、内訳明細についてでございますが、回答書記載のとおり

の保守名、金額となつてございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 555ページの有形固定資産購入費の器械及び備品購入費6,297万3,000円の備品の種類、耐用年数、金額について御説明いただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問の器械及び備品購入費の備品の種類、耐用年数、金額についてであります。回答書記載のとおり器械名、耐用年数、金額となつてございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 参考資料の107ページ、医業収益の中で患者数及び診療実績の好転とその原因について、外来・入院延べ患者数の診療実績の5カ年の推移について御説明をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 御質問の患者数及び診療実績の好転とその原因についてでございますが、平成29年度の実績は、総合診療科の医師退職に伴う影響があつたものの、呼吸器内科の診療が通年になつたこと、平成29年4月から外科診療が再開されたこともあり、入院、外来ともに患者数及び収益が大きく伸びているところでございます。

病床利用率も昨年同様の水準を確保することができまして、病院機能では、新たな施設基準の届け出により、入院基本料等の加算を受け、入院、外来の診療単価の向上と医療機能の充実が図られたところでございま

す。

なお、新たに届け出を行った施設基準につきましては、回答書記載の4項目の加算となつております。

2点目の外来、入院延べ患者数の診療実績の5年間の推移につきましては、別紙資料のとおりとなつてございますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 3番新鞍峯雄さん。

○3番（新鞍峯雄君） 内容については、わかりました。

4月から新たに婦人科医の診療が加わるわけでございますけれども、これにより、平成30年度はどの程度のプラスになると予想されるか、今の考えをお伺ひします。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 本年4月以降、婦人科の開設によって得られる収益の見込みでございますけれども、現在、婦人科診療の実績がないということでありまして、ただ、ないとはいえ、診療の実績を想定しているわけでございますが、外来、入院それぞれ合わせて大体4,000万円程度の収益になるのではないかとということで試算しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 病院事業会計予算について、ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大きくくりで二つありますから、場を変えて聞きます。

まず一つ目は、547ページの先ほどの医業費用、経費の3,132万4,000円のことについてお聞かせ願ひたいと思ひます。

先ほどの説明の中では、従事者9.5人分ということですが、これは、全日で考えて

9.5人分なのですか。単純に3,100万円を9.5人で割り返したら1人工300万円ぐらいで雇っていると思うのですが、これは全日計算での9.5人工なのかということです。

次に、いろいろと担当してくれる役割を書いています。レセプトとかカルテの作成などですが、これは基本的に件数に応じて積算しているのかということです。

例えば、カルテを1万5,000部つくったとして、単価は1部当たり100円で、年間を通して何万部だからという業務内容のおのについて積算しているのかどうかです。今の9.5人工と重なるところがあるのですが、単純に何人ぐらい必要だという人数的な総額で3,100万円という数字なのか、そこら辺の考え方をいま一度御説明いただきたいと思います。

3点目は、習熟度の違いによってと堂々と言われても、確かに現場としてはそうなのでしょうけれども、こちらは正常業務をやっているという委託です。もしかしたら、9.5人工で足りないのであれば、ちょっと失礼ですが、相手の責任で10人工にしてもらったり、11人工にしてもらったりということは考えられないのか。

頭数が来て、作業量が低くてもという考え方なのか、そこら辺を一度整理しておかなければ、相手にもなかなか言えなくなってしまうので、先ほど言ったカルテの枚数によって積み上げていって決めた金額なのかということとも絡んできます。

そこら辺をいま一度お聞かせ願えないでしょうか。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） まず、ただい

ま御質問の9.5人工の関係でございますが、全日勤務いただける方が9人と半日勤務いただける方が1人ということで、0.5人の積算になっているところでございます。

また、委託料の積算に当たって基礎となる考え方でございますけれども、年間の業務処理件数としまして、1日当たり平均の初診の患者数や再来の患者数とか、1カ月当たりの診療報酬明細書の件数とか、平均の入院の数といった件数を示して、それに応じた人員の配置ということで積算いただいているところでございます。

それから、習熟度の違いというところですが、すけれども、現在も、委託を依頼している業者に対しましては、規定の業務をこなせるように対応いただきたいということでお話ししておりますし、規定の人数に加えて本社からの応援部隊や、人員についても現在は1名増で対応していただいている状況でございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 今のことについての2回目の質問です。

処理する受け付けの場所と言ったほうがいいのか、スペースと言ったほうがいいのか、そういうこともあわせて、こちらから準備云々という不足分はないのかどうかです。

例えば、事務をするにしても、思った以上にスペースがないということもあってはいけないと思う気持ちで9.5人もいたら、事務処理をするスペースもかなり要ると思うのです。

職員も中に張りついていますけれども、

そこら辺を危惧しますので、そこら辺のことが影響していないかどうか、どういう分析をされているか、お教え願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 委託をしている方々の事務の業務スペースでございますけれども、人員としては、受け付けとか窓口に見える人数の部分と、事務室の中に配置している部分と、病棟に上がって配置している部分とそれぞれございますので、スペース的には狭いと感じているのは受け付けの窓口の部分ですが、そこについては、確かに狭いという部分もありますけれども、効率的な配置などの見直しによって十分対応できると考えてございます。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大きい項目の二つ目です。

同じく547ページの紹介手数料の1,230万8,000円の内容ですが、450万円は看護師の年収だと思います。それから、薬剤師が600万円、作業療法士550万円とありますけれども、これは経験年数と言ったほうがいいのでしょうか。どういう方々の給料なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

二つ目は、各手数料に対して25%とか20%とありますが、これは美幌町に勤めていただく段階で確定するものなのか、例えば、採用しても1年以内にやめてしまったとか、そこら辺の基準です。また、みずから申し込んで採用される方もいらっしゃると思うのです。そうしたら、これは一般質問のようになってしまうのですけれども、い

っそのこと、支度金みたいな形でできないのか。

それは手数料ではないですが、例えば、お医者さんみずから来た場合に、支度金で200万円を上げますと美幌町のホームページに書くことによって、案外、みずから申し込まれることもあるのではないかという期待感を込めて申し上げますが、手数料を考えるときに、そういう議論等は踏まえているのかどうか、もしあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） それぞれ積算の根拠となっております想定年収につきましては、経験年数10年程度の経験を有する方の年収と想定しているところでございます。

また、紹介手数料をもって採用した後に退職される方が出た場合にどのような扱いになるかについては、当然、短期の離職については手数料の返戻がございまして、それにつきましても、それにつきましては、それぞれの会社ごとに条件が異なっておりますが、通常は、1週間とか1カ月とか2カ月、3カ月といった段階的なパーセンテージで戻ってくるようになっております。最長では、会社によりまして、1年以内の離職についてまで一部分の返戻になるということで契約させていただいております。

また、自主応募に係る支度金のような制度でございますが、従来、自主応募については、紹介手数料の制度がなかったときからの継続でやっておりますので、現在のところ、支度金制度については考えておりませ

んけれども、コストの関係などをよく考えながら検討してまいりたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） ここ一、二年、結果として紹介会社を通さないでお医者さんが来たケースもありました。もちろん、同じ学校とか同じ職場にいたとか、医者同士のつながりを通して来ていただいた例もあるかと思えます。今後はそれに対しても研究していく必要があると思えますし、それに対して何らかの形を表現してもいいのではないかと思います。これ以上話すと一般質問になりますのでやめますけれども、そういう研究を随時していかなければ、国保病院のお医者さんはほとんど町外から来ていますので、そういうことを考えた場合に、また、いろいろな事情で退職される方がいらっしゃることも考えた場合に、お医者さんの確保ということは常に研究が必要ではないかと思っています。

○議長（大原 昇君） 病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） ただいま御指摘いただきました件については、既にほかの病院でも紹介にかかわる手当のようなものをお支払いしているところもあると聞いておりますし、実際にその中身を拝見させていただいたこともございます。

実際にお勤めいただいている方の紹介によって採用に結びついたケースもこれまで多々ございますので、そういったことも一つ有効な方法として、それに対する対価のようなものも制度として検討してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで、議案第57号の質疑を終わります。

会派審議のために、暫時休憩します。

再開はおおむね13時30分をめぐりますが、状況に応じて再開しますので、御了承願います。

午前10時56分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第25号美幌町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号美幌町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号美幌町附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採

決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号美幌町基金条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号美幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

議案第31号美幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号美幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第33号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第34号美幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第35号美幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第36号美幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第37号美幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第38号美幌町民会館条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第39号美幌町中小企業振興条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第40号美幌町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第41号美幌町都市公園の配置及び規模の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第42号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第43号美幌町公営企業の剰余金の処分等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第44号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第45号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第46号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第49号指定管理者の指定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号平成30年度美幌町一般会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第51号平成30年度美幌町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号平成30年度美幌町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成

の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号平成30年度美幌町介護保険特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第54号平成30年度美幌町公共下水道特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第55号平成30年度美幌町個別排水処理特別会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第56号平成30年度美幌町水道事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第57号平成30年度美幌町病院事業会計予算についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(大原 昇君) 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 報告第6号

○議長(大原 昇君) 日程第3 報告第6号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) ないようでありますので、報告第6号定期監査報告については、これで終わります。

◎日程第4 報告第7号

○議長(大原 昇君) 日程第4 報告第7号例月出納検査報告について(11月～1月分)。

お手元に配付しているとおり報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) ないようであります

ので、報告第7号例月出納検査報告について(11月～1月分)については、これで終わります。

◎日程第5 閉会中の継続調査について

○議長(大原 昇君) 日程第5 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のとおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(大原 昇君) 以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第3回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後 3時38分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員